

## 仕様書

### 1 案件名称

令和6年度 大正区役所自動扉開閉装置保守点検業務委託（その2）

### 2 数量

10台（別紙 明細書のとおり）

### 3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日

### 4 履行場所

大正区役所内 各自動扉設置場所（別紙 図面のとおり）

### 5 業務内容

大正区役所自動扉開閉装置に関して、定期的に保守点検作業を行うものとする。

#### ア. 保守点検項目

- ① サッシ部
- ② 懸架部
- ③ 制御装置
- ④ 動力・作動部
- ⑤ センサー部
- ⑥ 電気回路
- ⑦ 総合動作・その他

イ. 3ヶ月に1回（年4回 6月・9月・12月・3月）定期点検整備を実施する。

なお、実施月については当区担当者と協議の上、変更可能とする。

ウ. 作業時間は平日業務時間中の9：30～17：00の間に行うものとする。また、月曜日・連休明け・毎月第1第2営業日は避け、作業日前週までに担当者に作業日時について、必ず連絡すること。

エ. 定期点検日以外に故障が発生した際は、直ちに自動ドアメーカー等の専門的教育を受けた技術者を派遣し修理すること。なお、その際にかかる故障修理費及び消耗品費、サービス員派遣にかかる一切の費用は受注者の負担とする。

### 6 留意事項

- (1) 受注者は、点検・修理整備の都度、その内容について当区担当者の点検・確認を受けること。その際、報告書等を当区担当者に提出すること。
- (2) 受注者は、戸車、Vベルト、振れ止め、パッキン、リング、ヒューズ、オイル等保守契約内の軽微な部品以外の部品取替えやオーバーホール施行等の必要を認めた時は、当区担当者に事前に報告し、指示を受けること。

## 7 その他

- (1) 業務遂行にあたっては安全に細心の注意を払い、業務に関わっての事故など、一切の責任は受注者で負担すること。
- (2) 本仕様書に疑義がある場合は、質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ見積を行うこと。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。
- (3) 「暴力団等の排除に関する特記事項」「職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書」「不適正な契約事案の再発防止対策における特記仕様書」「再委託にかかる特記事項」を遵守すること。

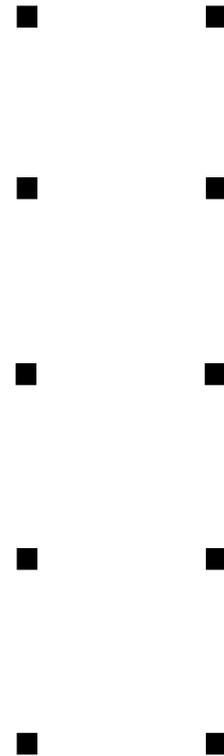
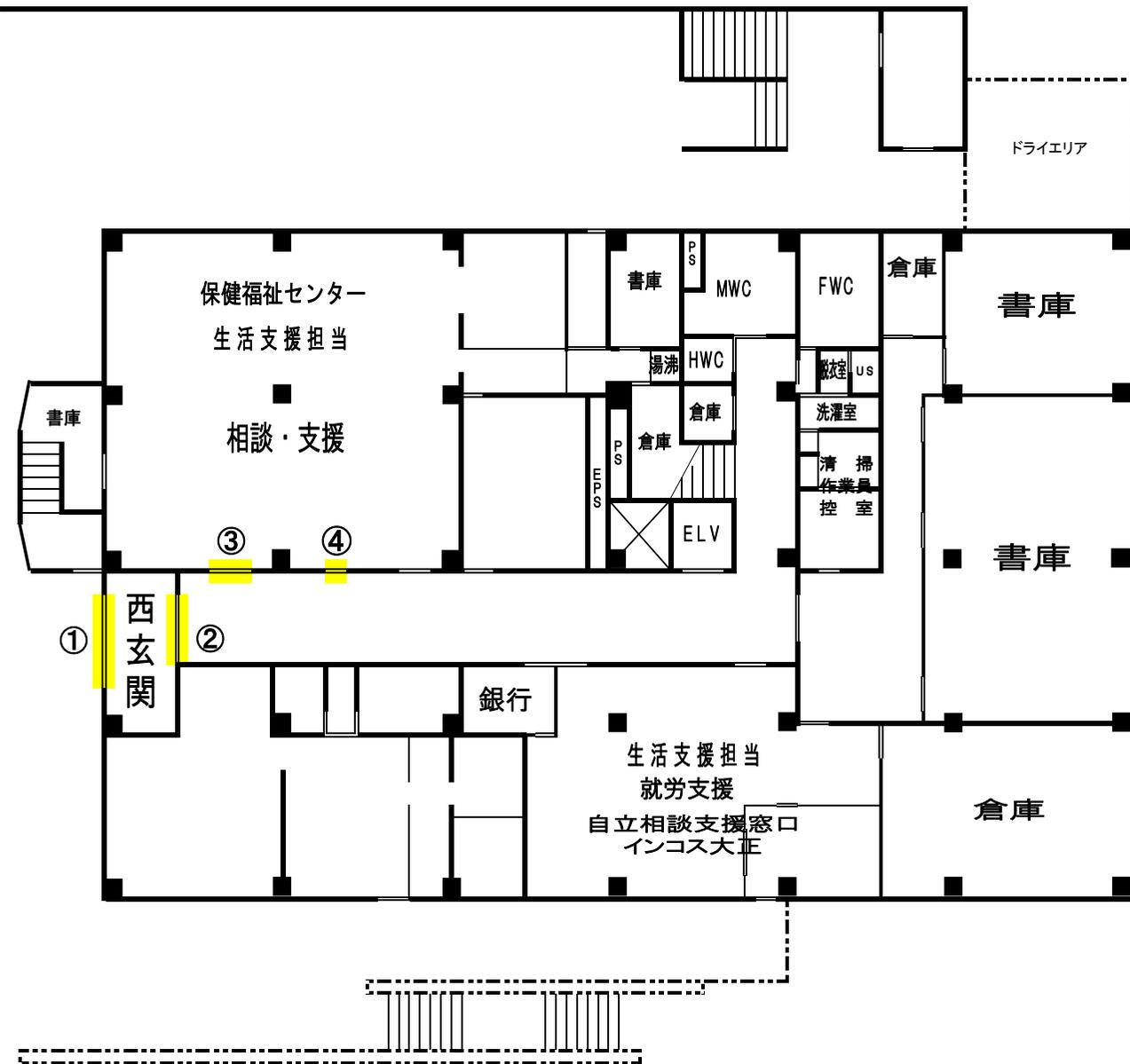
## 8 問い合わせ先

大阪市大正区役所総務課庶務グループ 真野・森  
〒551 - 8501 大阪市大正区千島2丁目7番95号  
TEL : 06 - 4394 - 9626  
FAX : 06 - 6553 - 1981  
メールアドレス : th0001@city.osaka.lg.jp

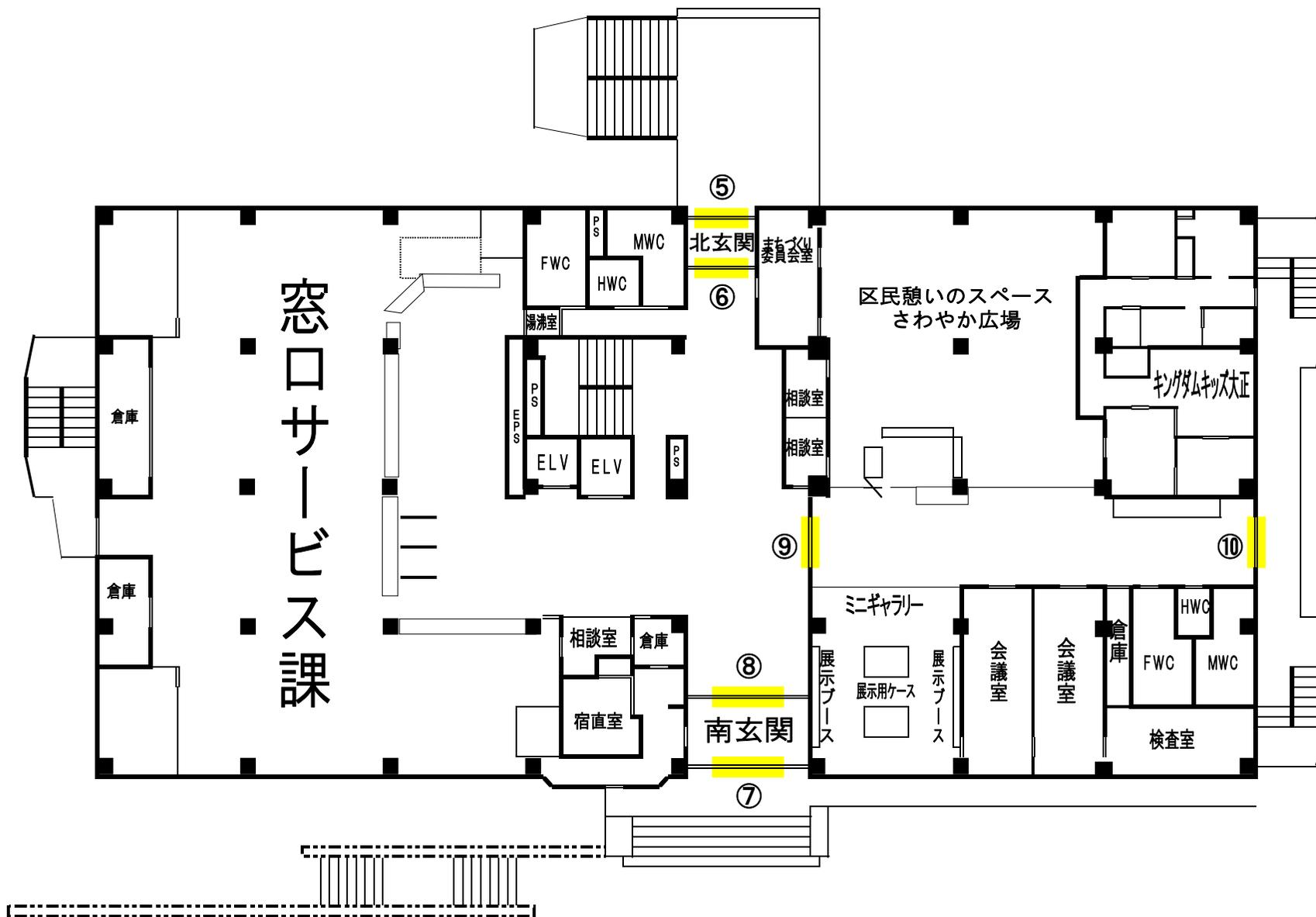
## 明細書

番号	機種	設置場所		台数
①	DSN-75S	1階	西玄関(外)	1
②	DSN-75S	1階	西玄関(内)	1
③	DS-60D	1階	生活支援担当(両開)	1
④	DS-60S	1階	生活支援担当(片開)	1
⑤	V-85SL-N	2階	北玄関(外)	1
⑥	V-85SL-N	2階	北玄関(内)	1
⑦	V-85SL-N	2階	南玄関(外)	1
⑧	V-85SL-N	2階	南玄関(内)	1
⑨	DS-21D	2階	さわやか広場(内・両開)	1
⑩	ADSX-W	2階	さわやか広場(外・両開)	1

大正区役所庁舎1階（平面図）



大正区役所庁舎2階 (平面図)



## 暴力団等の排除に関する特記事項

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。  
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
  - (2) 本契約における自動扉開閉装置の保守点検作業
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

### (条例の遵守)【5条関係】

第1条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)【6条2項・12条2項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大正区役所総務課(庶務))へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大正区役所総務課(庶務))へ報告しなければならない。

### (調査の協力)【7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)【17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)【21条関係】

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。(指定管理者の指定を取り消すことができる。)

## 不適正な契約事案の再発防止対策における特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大正区役所総務課(庶務)(連絡先:06-4394-9625)に報告しなければならない。